

第155号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。